

---

# 介護保険制度の概要

---

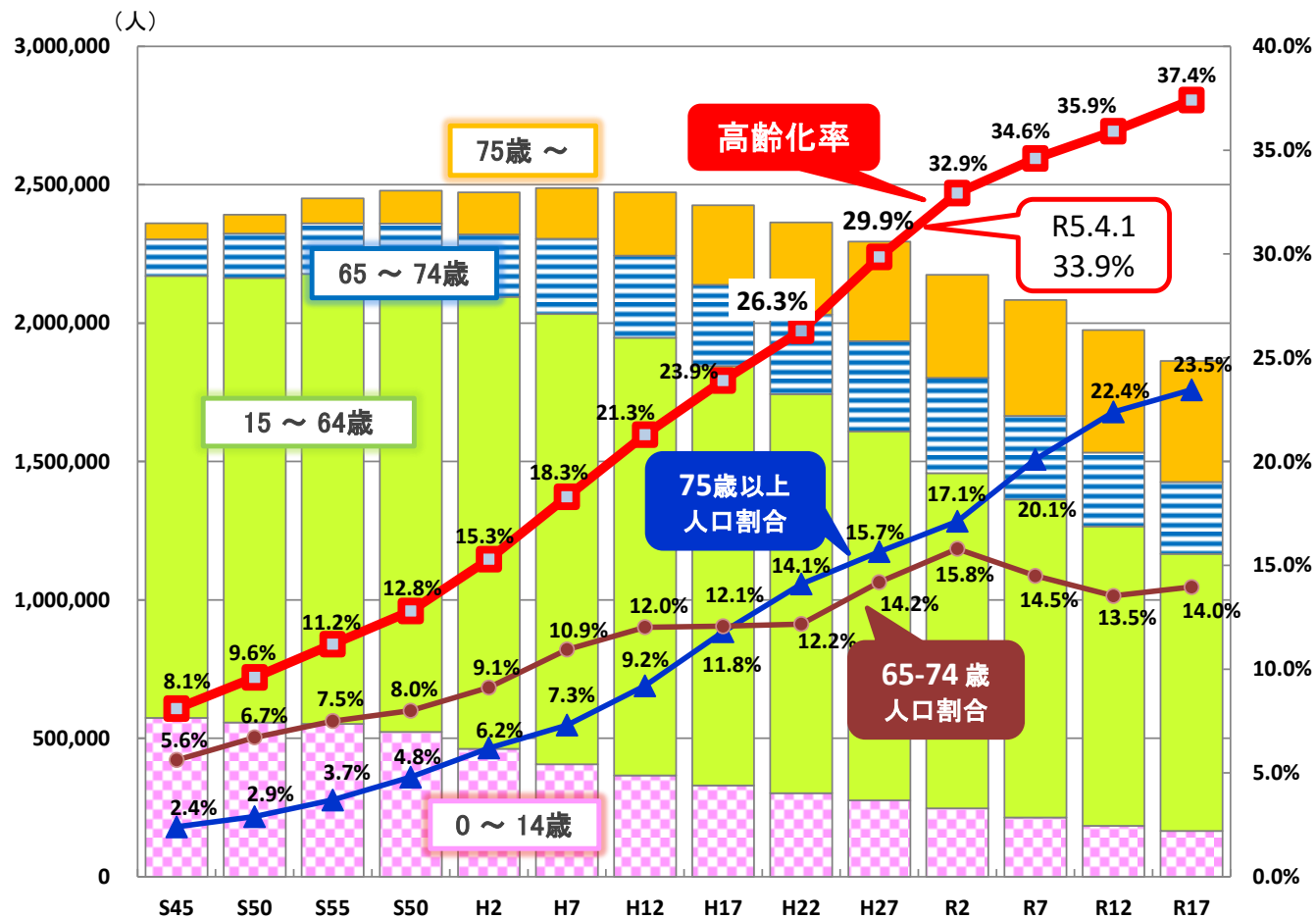
県新任職員研修資料より



 **新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部**  
令和8年1月31日・2月8日

# 新潟県の高齢化の推移と将来推計

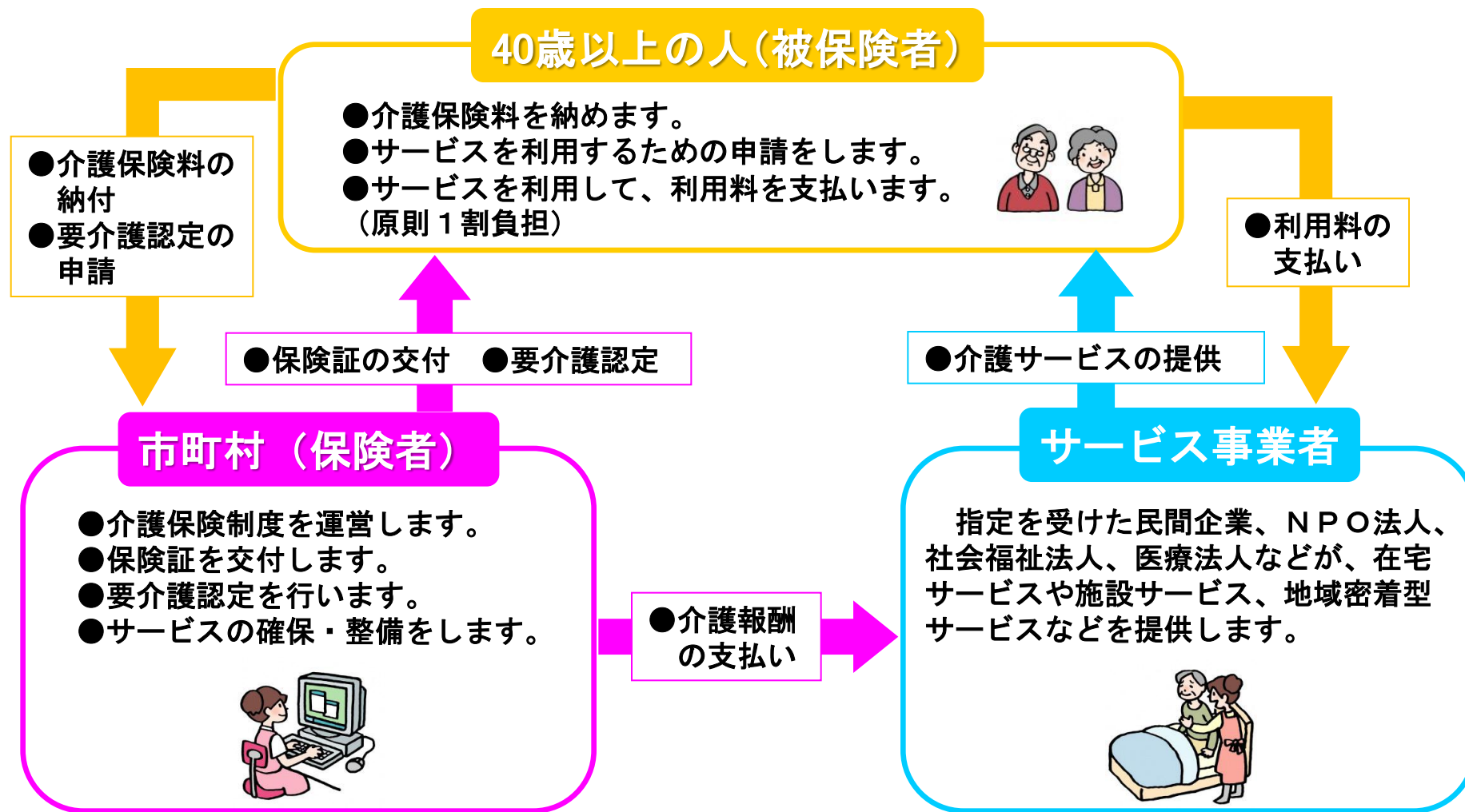
→総人口は減少するが、高齢者の割合は増加



出典: H27以前 国勢調査 R2以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成30年3月集計)  
R4.4.1 新潟県人口推計

# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる支え合いの制度



# 介護保険の被保険者

40歳以上の方は、お住まいの市町村が運営する介護保険の被保険者です。

## 65歳以上の人 → 第1号被保険者



### 介護サービスが利用できる人

介護や日常生活に支援が必要となったときに、市町村の認定を受けて、サービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません。

## 40歳以上65歳未満の人 → 第2号被保険者 (医療保険に加入している人)



### 介護サービスが利用できる人

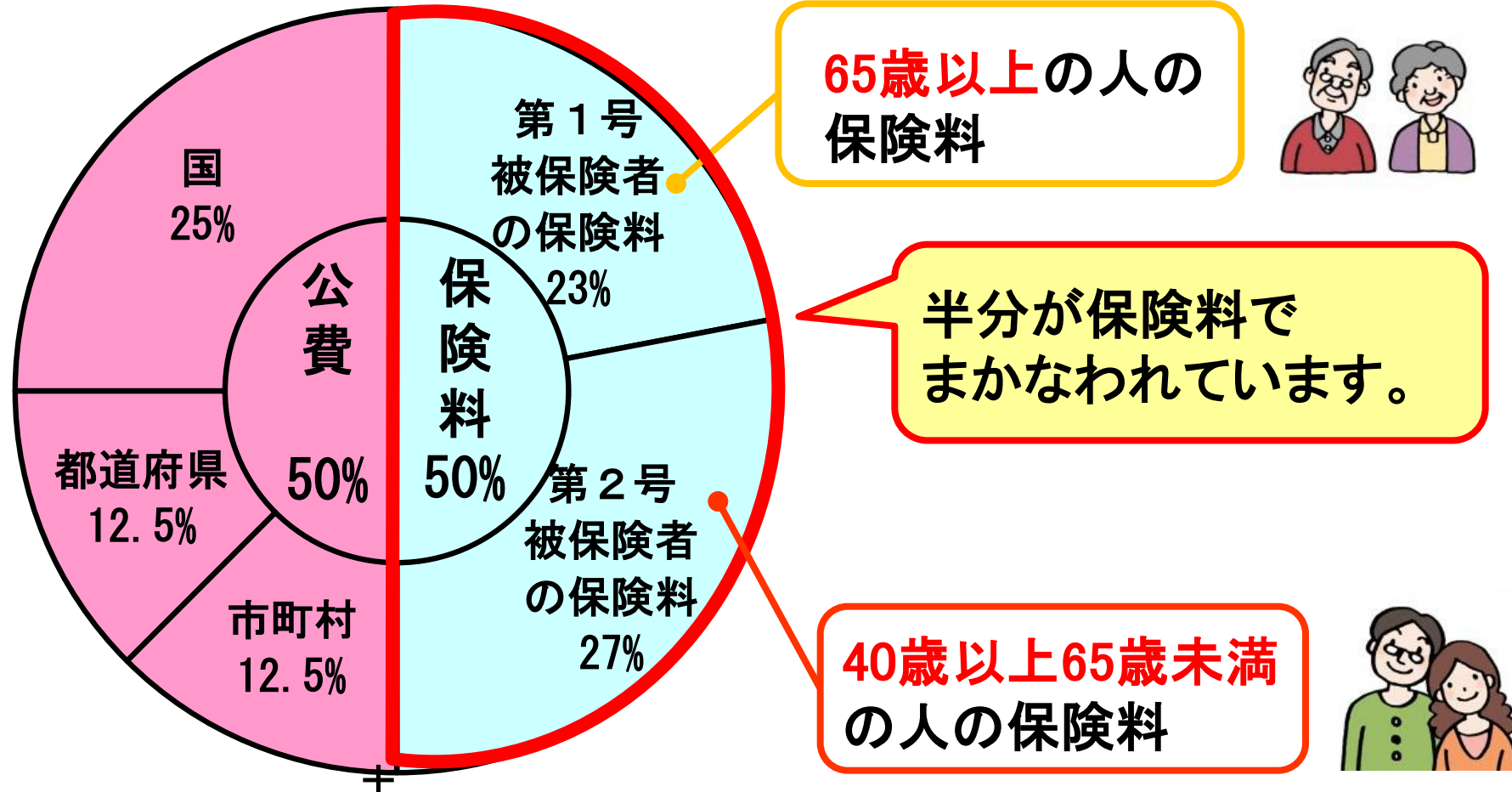
老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要になったときに、市町村の認定を受けて、サービスが利用できます。

### 特定疾病

がん、関節リウマチ、初老期における認知症、脳血管疾患など

# 介護保険の財源

介護保険は、公費と、40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。



利用料（原則、費用の1割  
又は2割又は3割）

※介護保険の財源の割合は、令和3年度～令和5年度の割合です。

# 40歳以上65歳未満の人の介護保険料 (第2号被保険者)

## 職場の医療保険に加入している人

### 算定方法

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与および賞与に応じて決められます。



介護  
保険料

=

給与および賞与

×

介護保険料率

※原則として事業主が半分負担します。

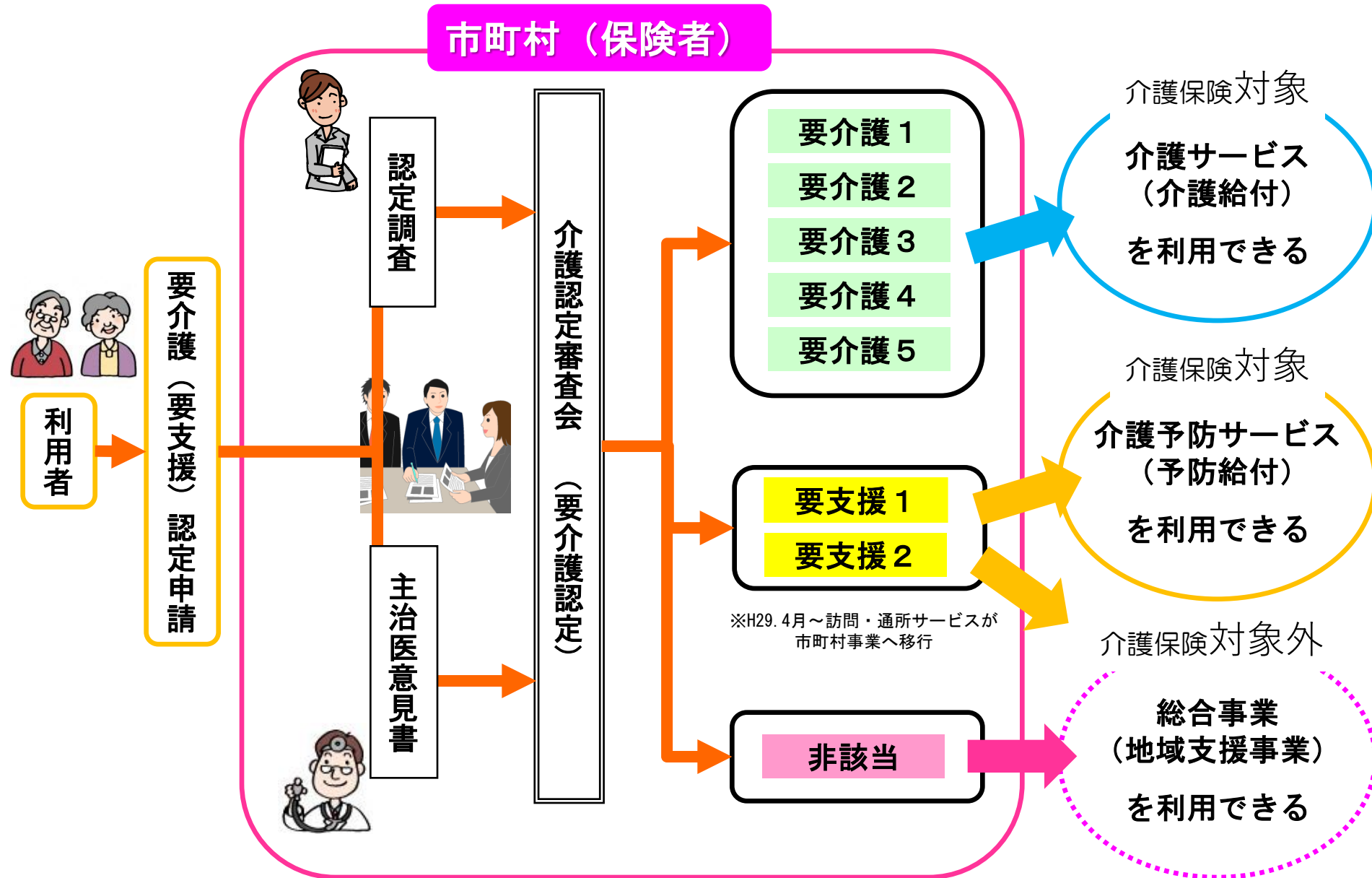
### 納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

※国民健康保険に加入している人は、算定方法が異なります。

# 介護サービスの利用の手続



# 介護保険で利用できるサービス

## 居宅サービス

在宅で利用できるサービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護
- 福祉用具購入費の支給
- 特定施設入居者生活介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 短期入所生活介護
- 住宅改修費の支給
- 福祉用具貸与
- 居宅介護支援

## 施設サービス

施設に入所するサービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護療養型医療施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院(H30.4.1～)

## 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービス

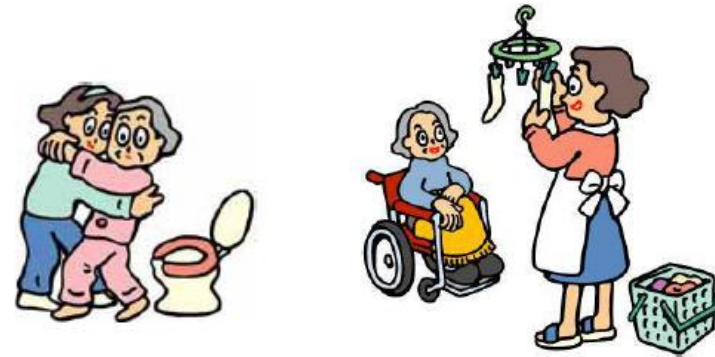
- 夜間対応型訪問介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護

# 居宅サービス

## ● 訪問を受けて利用するサービス

### 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。



### 訪問看護

疾患等を抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。



# 居宅サービス

- 通所または短期入所するサービス

## 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで、食事・入浴・機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。



## 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



# 居宅サービス

## ● 居宅での暮らしを支えるサービス

### 福祉用具貸与・福祉用具購入費の支給

特殊ベッドや車イスなど、日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

また、レンタルになじまないポータブルトイレなどの購入費の支給をします。10万円を上限に費用の9割が支給され、利用者は、原則1割を負担します（※所得により、2割・3割負担）。



### 住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

20万円を上限に費用の9割が支給され、利用者は1割を負担します（※所得により、2割・3割負担）。



# 施設サービス

## ● 施設に入所するサービス

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。



### 介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるように、看護やリハビリテーションを中心とした医療ケアと介護を行う施設です。



# 地域密着型サービス

- 事業所が所在する市町村の住民のみが利用できる

## 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活する住居で、介護スタッフによる食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。



## 小規模多機能型居宅介護

ご本人やご家族のご希望を聞きながら、それぞれの生活様式にあわせて「通い」, 「訪問」, 「泊まり」を組み合わせる24時間365日の安心を提供するサービスです。



# 利用者の負担（在宅サービスの場合）

介護サービスを利用した場合、サービス事業者に支払うのは、原則としてかかった費用の1割です。（H27.8月～ 一定以上の所得がある場合は2割）  
（H30.8月～ 2割負担者のうち特に所得の高い場合は3割）

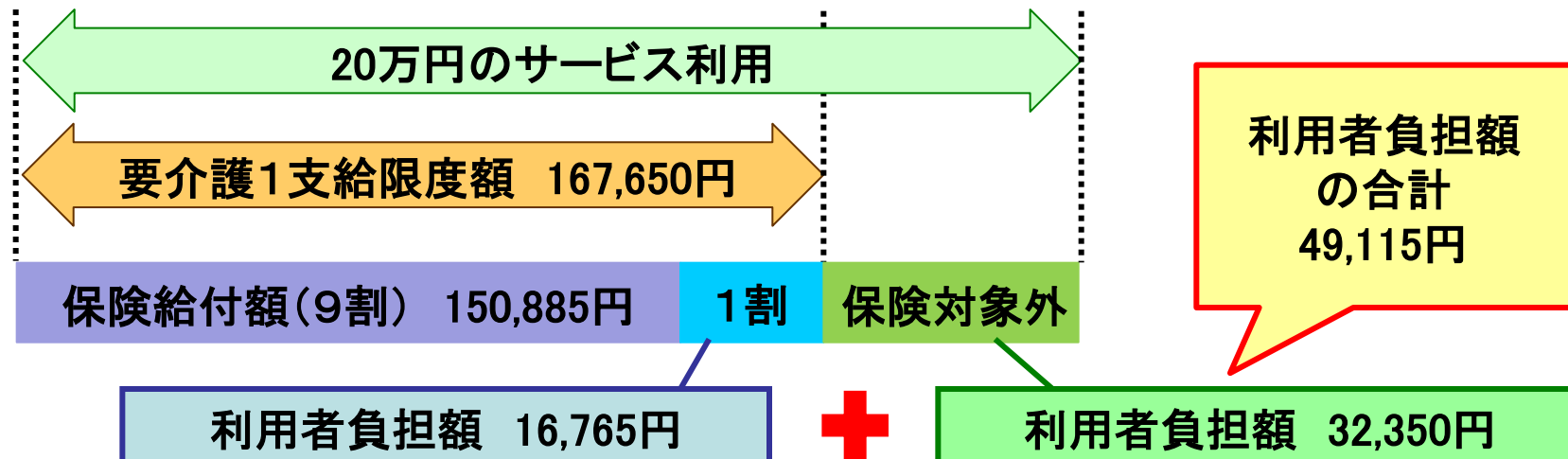
## 在宅サービスの費用

### ●介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

例

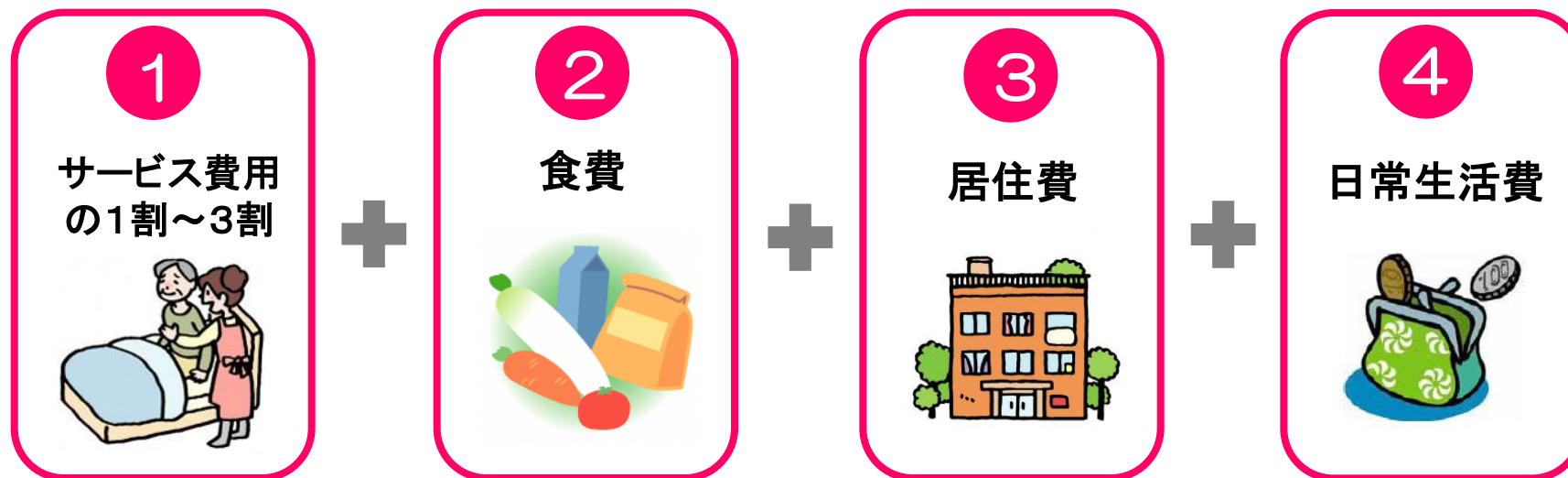
要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合



# 利用者の負担

## 施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費、通所介護と通所リハビリテーションの食費も全額利用者の負担です。

# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

